

平成19年度 税制改正要望項目

平成18年8月
金融庁



税制改正要望に関する基本的考え方

平成19年度税制改正要望に当たっては、少子・高齢化や経済のグローバル化が進む中、金融システムの一層の活性化を図り、いわゆる「骨太方針2006」等に掲げられた

「豊かで強く魅力ある日本経済」

「安心で柔軟かつ多様な社会」

の実現に資する観点から、必要な税制上の措置を要望

具体的要望項目

1. 豊かで強く魅力ある日本経済の実現

金融証券市場の活性化

(現行証券税制の拡充・継続、金融商品課税の一体化)

より強固な金融システムの構築

(金融機関に係る無税償却・引当の範囲拡大等)

円滑な信託取引の確保

(信託法改正(継続審議)に伴う税制上の措置)

2. 安心で柔軟かつ多様な社会の実現

遺族・老後・医療・介護保障に係る自助努力の支援等 (新たな生命保険料控除の創設)

自然災害等生活におけるリスクへの対処 (火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充)

3. その他

1. 豊かで強く魅力ある日本経済の実現

金融証券市場の活性化

(1) 「貯蓄から投資」の加速・定着（現行証券税制の拡充・継続）

【現行制度】

現行の証券税制は、個人投資家の市場の参加促進等を目的に、「貯蓄から投資へ」の第1歩として大きな役割。

しかし、その流れは未だ緒についたばかり。

上場株式・公募株式投資信託等の譲渡益 (～平成19年12月31日)	} 現行10% (本則20%)
上場株式・公募株式投資信託の配当(注)等 (～平成20年3月31日)	

(注) 大口個人株主(5%超保有)が受け取る配当を除く

【要望の考え方】

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・定着させるためには、以下の視点を踏まえつつ、投資家の立場に立ったわかりやすい証券税制とすることが必要。

リスク資産保有の優遇
(経済成長に資する投資の促進)

国際的な視点への配慮
(諸外国の証券税制とのバランス)

【要望事項】

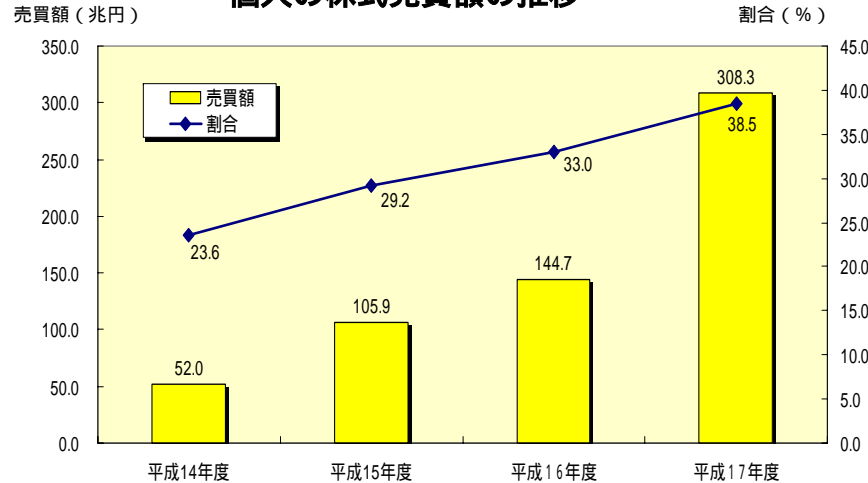
上場株式等の譲渡所得に係る優遇税率(10%)を継続すること。

法人税・所得税の二重課税を排し、長期投資を促進する観点から、配当所得についての適切な軽減措置を講ずること(現行の10%優遇税率適用分などの一層の軽減)。

最近の市場の動向

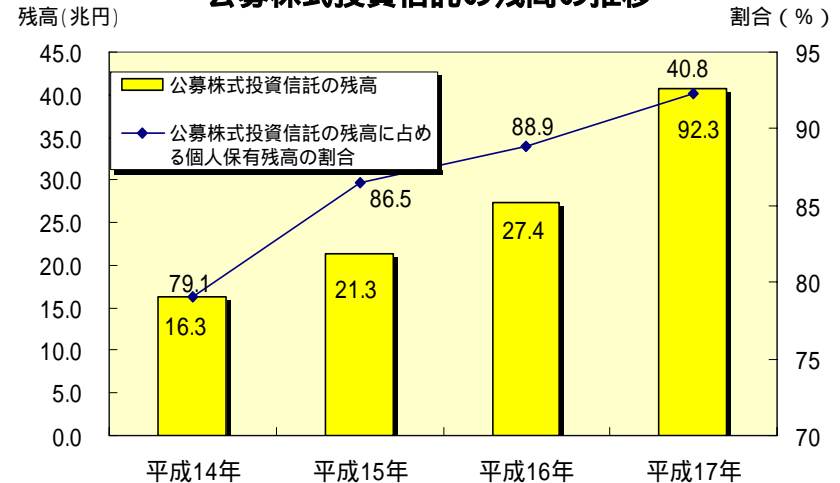
株式譲渡益・配当課税の軽減や特定口座の創設等の制度改正以降、個人の株式売買高が増大し、個人投資家の割合が高まるなど一定の効果が現れている。

個人の株式売買額の推移



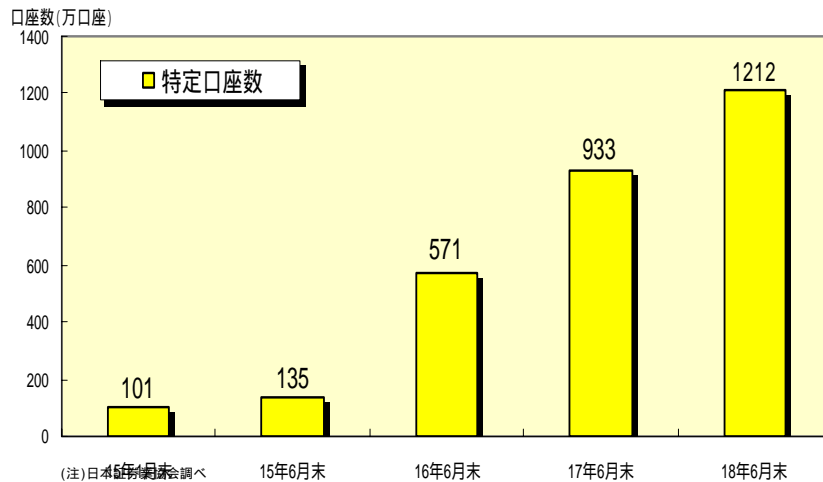
(注) 3市場(東京、大阪、名古屋)
出典：東証統計月報「投資部門別株式売買高・売買代金」

公募株式投資信託の残高の推移



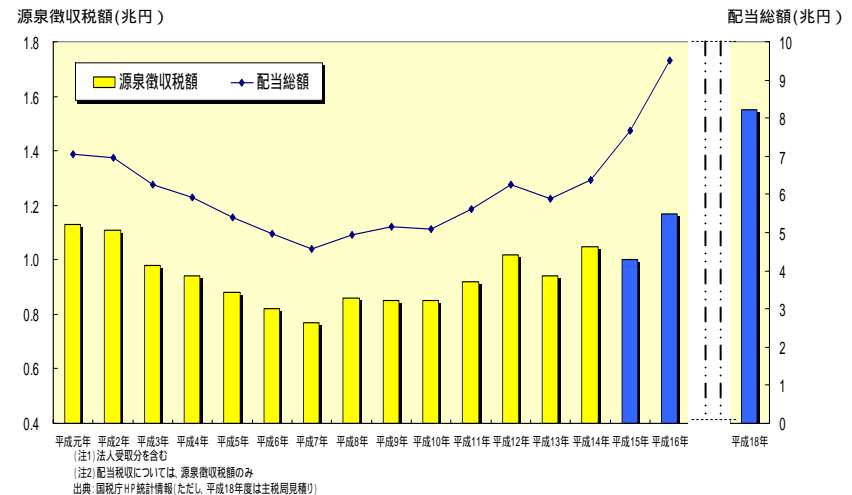
(注) 個人保有残高の割合は、投資信託協会による推計値
出典：投資信託協会調べ

(参考1) 全証券会社における特定口座数の推移



(注) 日本証券業協会調べ
出典：平成15年6月末までのデータは平成15年1月時点より特定口座を設置していた主な16証券会社の口座数

(参考2) 配当総額及び配当税収(源泉徴収分)の推移



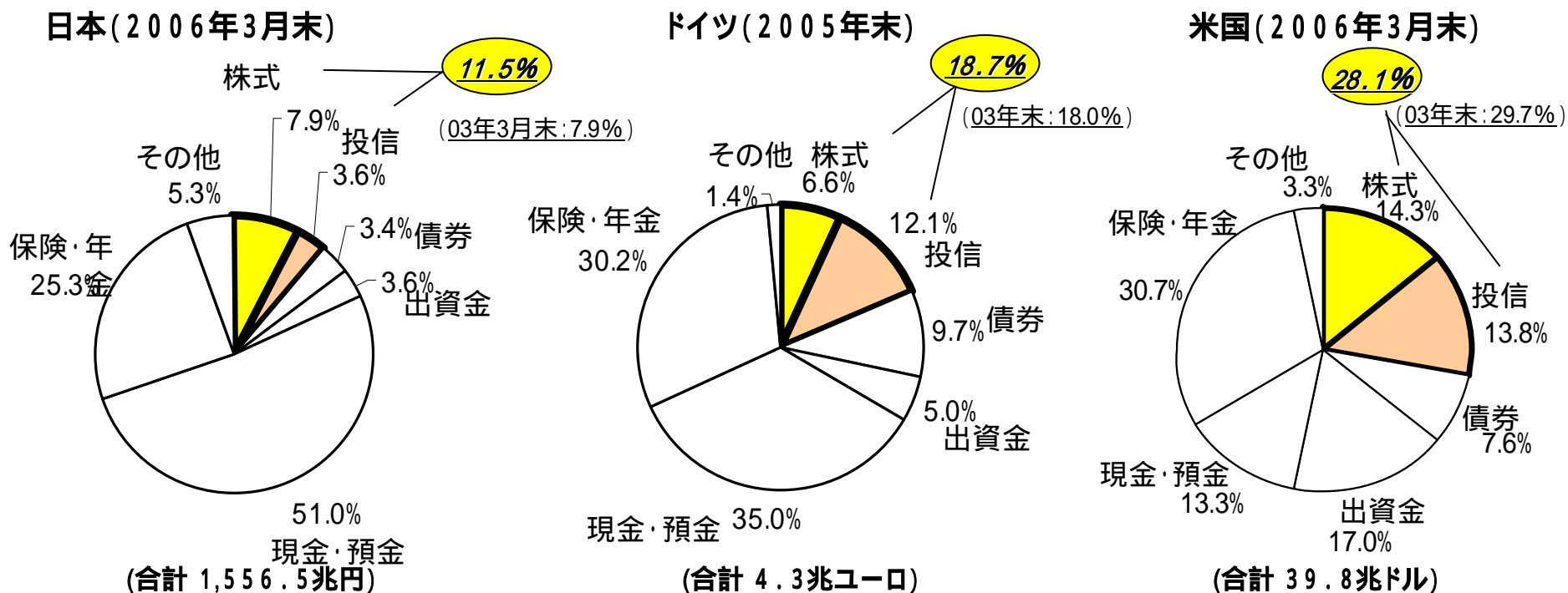
(注1) 法人受取分を含む
(注2) 配当税収については、源泉徴収税額のみ
出典：国税庁HP統計情報(ただし、平成18年度は主税局見限り)

最近の市場の動向

一方、わが国の個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、近年高まっているものの、諸外国と比較した場合依然として低い水準。

引き続き「貯蓄から投資へ」の促進が必要

家計等の金融資産の構成比（日・独・米）



(注) 日本の「家計」の金融資産には、米国・ドイツとの比較のため「対家計民間非営利団体」の金融資産を含めている。

(出典) 日本銀行「資金循環統計/金融資産・負債残高表」(2006年6月公表)

FRB「Flow of Funds Accounts of the United States」(2006年6月公表)

DEUTSCHE BUNDESBANK「FINANCIAL ACCOUNTS FOR GERMANY 1991 TO 2005」(2006年7月公表)

証券税制の国際比較

先進諸外国をみると、株式等譲渡益課税、配当課税共に何らかの優遇措置を講じている。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等 譲渡益課税	<p>10%の軽減税率 (2007年末まで)</p> <p>原則申告分離課税20%</p>	<p>5% or 15%の 軽減税率 (対象:12ヶ月超の長期キャピ タルゲイン)</p> <p>原則は総合課税 (10、15、25、28、33、35%)</p>	<p>8,500ポンド(171万円) まで非課税 (土地等の譲渡益との合算)</p> <p>超過分には、総合課税 (10,20,40%)</p>	<p>原則非課税</p> <p>投機売買(12ヶ月未 満)等の場合、総合課税 (15~42%)但し、5121- 0(約7万円)の非課税枠 有り</p>	<p>年間15,000ユーロ (約206万円)まで 非課税</p> <p>超過分は申告分離課税 (27%) 2006年より、8年超保有の 場合は、11%(社会保障関 連税。所得税は非課税)</p>
配当課税	<p>10%の軽減税率 (2008年3月末まで)</p> <p>原則は総合課税 (ただし、申告不要有り(20% 源泉徴収))。申告の場合は配 当控除制度有り</p>	<p>5%、15%の軽減税率</p> <p>原則は総合課税。</p>	<p>10% or 32.5%の 軽減税率</p> <p>総合課税(受取配当+部分 インビュテーション)</p>	<p>配当所得は 1/2に軽減</p>	<p>配当所得は 1/2に軽減</p>

(注)アメリカにおける現行の軽減税率は、2003年より適用されている。また、2008年から2010年の間は、配当所得及び1年超保有の株式譲渡益について、15%所得税ブラケットは非課税となる。

[平成18年5月現在]

(2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組み（損益通算範囲の拡大等）

「貯蓄から投資」の加速・定着（現行証券税制（10%）の拡充・継続）を最優先としつつ、「金融商品課税の一体化」に向けた取組みをさらに進め、投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するために必要な税制上の措置を講ずる。

【現行制度・問題点】

損益通算の範囲が限定的であり、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。

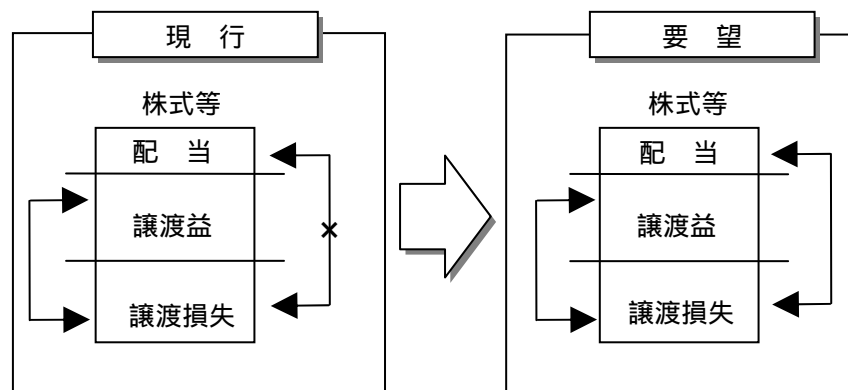
株式等の譲渡損益間の損益通算は可能だが、株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算は不可。

【要望事項】

上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること。その際、特定口座の利用を可能とすること。

株式先物・オプション取引等各種金融商品課税を株式・株式投資信託と同一のものとする。

（参考）損益通算の範囲拡大イメージ



より強固な金融システムの構築（無税償却・引当の範囲拡大等）

より強固な金融システムの構築に向け、不良債権問題の再発防止及び繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処する観点から、必要な税制上の措置を講ずる。

【現行制度・問題点】

現行制度上、税務と会計の損失認識の時期に大きな差異が存在

無税償却・引当の範囲が極めて限定的。

繰延税金資産は、将来課税所得が発生することを前提とした資産であるため、他の資産と比較して脆弱。

【要望事項】

不良債権問題の再発防止の観点から、債権棄損の実情に応じた無税償却・引当が可能となるよう、その範囲を拡大すること。

繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処する観点から、欠損金の繰戻還付制度の凍結を解除し、その期間を延長することなど。

（参考）最近の主要行の繰延税金資産の推移

	14/ 3	15 / 3	16/ 3	17/ 3	18/ 3
繰延税金資産	8.0兆円	7.8兆円	5.4兆円	4.4兆円	1.9兆円
Tier1比率	44.4%	59.9%	36.3%	27.2%	10.4%

出典：有価証券報告書、決算短信等

協同組織金融機関の貸倒引当金の特例

【要望事項】

協同組織金融機関に係る貸倒引当金の特例（116/100）の適用期限の延長

円滑な信託取引の確保（信託法改正(継続審議)に伴う税制上の措置）

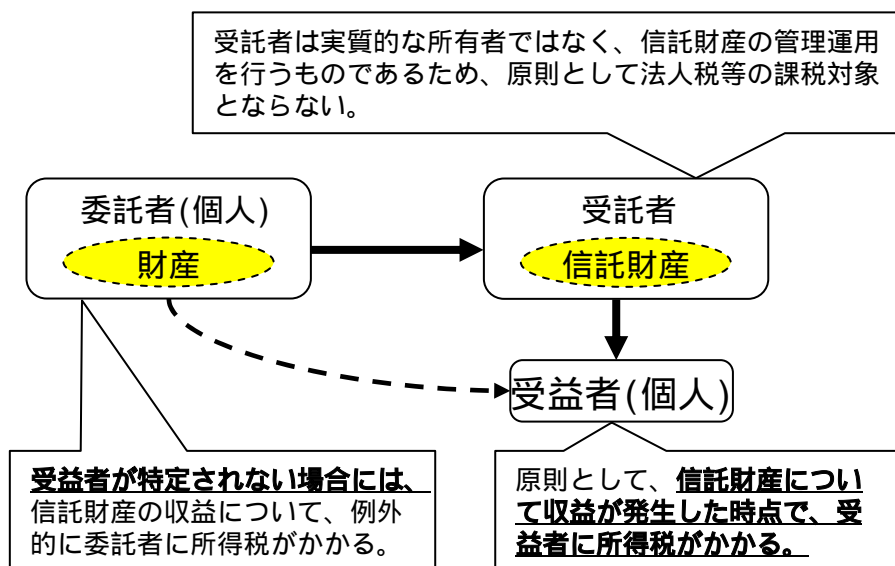
【要望事項】

信託法の改正に伴う税制上の措置については、現行の信託税制の考え方を基本とするとともに、円滑な信託取引の実現に十分な配慮を行うこと。

〔参考〕信託の税制上の取扱い

- (1) 現行の信託については、信託財産自体に着目するのではなく、受益者が信託財産を有するものとして課税されるのが原則。（いわゆる「パススルー課税」）
- (2) 自己信託など新しい種類の信託に関する税制上の取扱いについては、平成19年度の税制改正で具体的に検討される予定。

（参考）現行の通常の信託に関する税制上の原則的取扱い



その他の信託法改正に伴う税制改正要望

【要望事項】

投資信託財産の併合を円滑に行うために必要な税制上の措置を講ずること

2. 安心で柔軟かつ多様な社会の実現

遺族・老後・医療・介護保障に係る自助努力の支援等（新たな生命保険料控除の創設）

社会保障制度の持続可能性の確保や世代間・世代内の不公平の是正が重要となっている中で、個々人が自己のライフプランに応じた自助努力の拡充を行える環境を整備する。

【現行制度・問題点】

近年、個人のライフプランの多様化に伴い保障ニーズが多様化し、保険商品も多様化・複合化が進展。
現行の生命保険料控除及び個人年金保険料控除は、こうした環境変化に十分対応しきれていない。

【要望事項】

遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズ及び多様化・複合化した生命保険商品に対応した簡素でわかりやすい汎用的な自助努力支援制度（新たな生命保険料控除）を創設すること。

自然災害等生活におけるリスクへの対処（火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充）

損害保険会社等が巨大災害発生時における保険金支払責任を確実に履行することによって、国民生活の安定と経済社会の発展に寄与するために必要な税制上の措置を講ずる。

【現行制度・問題点】

わが国は、自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨等による被害が各地で頻発。
損害保険会社等は、平時から異常危険準備金を積み立てて保険金支払原資の確保に備えているが、平成16年度の自然災害の頻発により、異常危険準備金の残高が著しく減少し、未だ回復途上にある。

【要望事項】

損害保険会社等の異常危険準備金制度について、特例積立率を現行の100分の4から100分の5に引き上げ、延長することなど。

現行の特例積立率は、平成18年度で期限切れ

3 . その他の要望事項

- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置の延長等
- 上場会社等が自己株式の公開買付けを行う場合の配当課税の特例措置の延長等
- 新たに投資信託法で設けられた投資法人が発行する短期社債に係る源泉徴収の免除措置
- 特例社債等の利子に適用される非課税措置等の経過措置期間の延長
- 株式分割等による新株券に係る印紙税の非課税措置の延長等
- 協同組織金融機関の優先出資の分割に係る優先出資証券の印紙税の非課税措置の延長
- 東京オフショア市場における源泉所得税等の免除措置の恒久化
- 非居住者等の受け取る振替国債の利子の課税の特例措置を国債以外の振替債に拡充すること
- 一定の投資信託の収益の分配等の支払通知書について、電子的な交付を認めること
- 電子的に交付された特定口座年間取引報告書等について、確定申告の添付書類として認めること

- 社会保障制度補完商品に関する保険料控除の創設
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- 生命保険料控除の対象契約に少額短期保険業者と締結した保険契約を加えること

- 投資法人・特定目的会社等が不動産を取得する場合の不動産取得税の軽減措置の延長
- 破綻金融機関・破綻保険会社から協定銀行が不動産を取得する場合の不動産取得税の非課税措置の延長

- 金融商品取引法制が円滑に施行されるよう税制上所要の措置を講じること
- 貸金業の規制等の見直しに伴う税制上適切な措置

- その他